特定工事に関する知識	［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	［略］
特定工事の欠陥に係る事故例	［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	［略］

特定工事に関する知識	［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	［略］
特定工事の欠陥に係る事故例	［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省令第四十四号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の規定に基づき、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。